

仕様書（提案競技時）

1 委託件名

令和 8 年度森林経営管理に係る森林境界明確化及び意向調査等業務委託

2 履行場所

福岡市西区管内外

3 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

なお、次年度以降は、当該業務の履行状況が良好であった場合に限り、当該年度の本市の予算額を上限として、特命随意契約の相手方とする。ただし、令和 9 年度末までを限度とする。

4 業務目的

市域の 3 分の 1 を森林が占める福岡市では、令和元年度から開始された森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査や森林境界の明確化を実施し、森林の持つ多面的機能の発揮に向けて取り組んできたところである。

本業務では、森林経営管理制度の実施に向けて、令和元年度からの調査結果を踏まえ、既存のデータや受託者が持つ知見・技術を活用し、得られた情報を用いて、森林整備に必要な森林境界を明確化するため、対象範囲において土地の境界案を作成し、土地所有者へ境界への同意取得（以下「境界明確化」という。）を行うとともに、森林所有者へ森林経営管理に対する意向調査を実施すること等を目的とする。また、令和 7 年度の意向調査回答者への通知及び境界明確化同意者への結果通知を送付するものとする。

5 対象範囲

本業務の対象範囲は、下記の通りとする。

(1) 境界明確化及び意向調査

福岡市西区南部の森林のうち、森林簿及び林地台帳から下記の面積、筆数を下限とする。

対象範囲	福岡市西区南部
対象林班（森林簿）	104～113林班
対象大字	金武
対象面積（森林簿）	276.91ha
対象筆数（林地台帳）	1,332筆

(2) 令和 7 年度意向調査回答者

福岡市西区 128名

(3) 令和 7 年度境界明確化同意者（隣接筆含む。）

対象範囲	福岡市西区（89～94、97林班）
同意者数	144名
同意筆数	433筆
同意面積	183.03ha

6 業務内容

本業務の内容は、下記の通りとする。

(1) 業務計画等の作成

- ① 業務着手前に本業務全体の目的及び内容を把握するとともに、業務内容・数量、業務実施体制、細部工程計画等についてとりまとめた業務計画書及び業務工程表を書面にて提出し、市の承認を受けるものとする。また、その内容を変更する場合も同様とする。

(2) 境界明確化

- ① 資料収集整理のうえ、現地精通者より現地情報を収集し、収集資料及び現地情報をもとに対象範囲において全体の境界案を作成する。
- ② 収集した資料に基づき、調査対象者リストを作成する。なお、当該リストに記載する項目については、市と協議のうえ決定し作成するものとする。
- ③ 境界案を基に土地所有者へ事業案内及び説明会とヒアリングを実施し、土地の境界情報を収集する。
- ④ 上記の情報を基に必要なに応じて現地調査を実施し、現地情報を収集する。
- ⑤ 土地所有者から境界案について同意を取得するため、説明会の実施及び同意取得に関する通知を送付する。
- ⑥ 作成した土地の境界情報は座標情報として管理し、林地台帳システム等の更新に用いることができるようデータとして整理を行う。
- ⑦ 境界案の作成方法や事業説明会等の実施方法については、市と協議のうえ、決定し実施すること。
- ⑧ 境界案の作成にあたり、市が管理する土地並びに市が実施した工事等に伴い設置された構造物、境界杭、用地取得図面等が存在する場合は、作成前に市と協議し、必要に応じて境界案との整合性を確認すること。
- ⑨ 公図、地積測量図、地籍図、既存図面と境界案との間に、面積・形状等について明らかな不整合が認められる場合は、市へ報告し、市と協議のうえ、対応方針の決定を受けること。特に面積が減少する場合は、当該箇所を整理したリスト等を作成し、市と協議のうえ対応を決定すること。
- ⑩ 境界案の同意取得に当たっては、同意取得率が原則6割以上となるよう、説明会の開催方法、資料の作成方法等について必要な工夫を行うこと。

(3) 森林の経営管理に対する意向調査

- ① 境界明確化の対象範囲のうち、森林の所有者に対し、森林の経営管理に対する意向調査（以下、「意向調査」という。）を行い、結果を集約・分析すること。な

お、調査票送付後に問い合わせ窓口としてコールセンターを設置すること。

- ② 意向調査は郵送にて実施し、宛先不明等により送達できなかったものを除き、回答率向上のため催促状を送付すること。
- ③ 意向調査の対象とする森林については、市と協議のうえ、決定すること。
- ④ 意向調査の回答率が原則6割以上となるよう、調査票の記述、催促状の送付方法、問い合わせ対応等、必要な対策を講じるものとする。

(4) 森林評価カルテ及びリスト作成

- ① 意向調査を実施した森林について、次年度以降、森林経営適否判定を行うため、森林情報及び所有者の意向を記載した森林評価カルテ及びリストを作成する。
- ② 森林評価カルテ及びリストは、意向調査結果を踏まえ、将来の森林施業において必要となる所有者協議に活用できるよう、市と協議し、次年度以降も継続して用いることができる形式とする。

(5) 令和7年度意向調査回答者への通知

- ① 令和7年度の意向調査の回答者に対し、回答に対するお礼と今後の森林整備について検討していく旨を記した通知を送付する。
- ② 通知内容については、市と協議のうえ、決定し実施すること。

(6) 令和7年度境界明確化の結果通知

- ① 令和7年度の境界明確化の同意者に対し、周辺の同意状況も踏まえた同意後の境界について通知する。
- ② 通知内容については、市と協議のうえ、決定し実施すること。

(7) 定例会の実施及び報告等

- ① 市その他関係者と密接に連携し、業務の効率的かつ円滑な実施を図るため、定例会を実施する。
- ② 定例会は、業務着手前、中間報告時、成果品納品時の3回及び原則月1回とし、受注者は本業務の進捗状況を定例会にて報告する。なお、定例会の回数については、業務遂行にあたり必要に応じて市と協議のうえ決定し実施する。
- ③ 土地所有者等から受注者に対して寄せられた問い合わせ、意見、苦情その他の相談内容について、受注者は随時市へ報告するとともに、月1回以上、定期報告書を提出すること。また、必要に応じて、図面その他の関連資料を用いて、市に対し対面にて説明を行うものとする。
- ③ 受注者は定例会の内容を書面に記録し、市と相互に確認のうえ、市に提出すること。

(8) 成果品作成

- ① 本業務の実施内容を成果品として取りまとめるとともに、本業務について業務報告書を作成する。

7 実施体制

業務着手前に本業務を円滑、確実に遂行することが可能な体制を整備し、業務全体を統括する業務遂行責任者を定め、書面にて通知すること。

また、管理技術者及び照査技術者を定め、その使命及び必要な事項を書面にて通知すること。なお、管理技術者は測量士の資格を有する者とし、照査技術者は技術士（森林部門）の資格を有する者とする。

8 準拠する法令等

本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施すること。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）
- (2) 森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- (3) 森林経営管理法（平成30年6月1日法律第35号）
- (4) 森林経営管理制度に係る事務の手引（平成30年12月公表、令和8年3月改正 林野庁計画課）
- (5) 林地台帳及び地図整備マニュアル（平成28年10月公表、令和5年4月改訂）
- (6) 林地台帳及び地図運用マニュアル（平成29年3月公表、令和8年3月改訂）
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (8) 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- (9) 福岡市個人情報の保護に関する条例
- (10) 福岡市公共測量作業規程
- (11) その他関係法令、規則、通達等

9 法令等の順守及び秘密の保持

受注者は、関係法令及び規則並びに条例等を遵守しなければならない。また、本業務を通じて知り得た情報を、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

10 資料の貸与

本業務で必要となる資料について、市が保有する以下の資料を受注者に貸与する。貸与した資料について、市の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止し、受注者は責任をもって保管し、業務終了後に速やかに返却するものとする。

- (1) 令和7年度意向調査回答データ
- (2) 福岡地域森林計画図及び森林簿（以下、「森林簿等」という。）
- (3) 福岡市林地台帳及び地図（林地地番図）
- (4) 航空写真等
- (5) 令和元年度森林経営管理制度推進事業等業務委託成果品データ（以下、「航空レーザ計測データ」という。）

- (6) その他業務に必要と思われるもの

11 関係官公署への手続き等

受注者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、市と協議の上、指示を受けて迅速に行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を市に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

12 成果品

本業務の成果品は下記の通りとし、著作権は全て市に帰属するものとする。また、受託者は、市の承認を得ずに成果品及び本委託の履行過程で得られたデータ等について利用してはならない。

- (1) 業務計画書、業務工程表
- (2) 境界明確化
 - ① 境界明確化対象者リスト
 - ② 説明会等所有者提示資料
 - ③ 境界同意取得状況図（大判図面、Shape形式）
 - ④ 境界同意書及び委任状
 - ⑤ 林地台帳システム等更新用データ
- (3) 森林の経営管理に対する意向調査
 - ① 意向調査対象者リスト
 - ② 意向調査票等所有者提示資料
 - ③ 意向調査票
 - ④ 林地台帳システム等更新用データ
- (4) 森林評価カルテ及びリスト
- (5) 令和7年度意向調査回答者への通知
- (6) 令和7年度境界明確化の結果通知
- (7) 業務報告書

13 その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、福岡市農林水産局総務農林部森づくり推進課と十分に協議すること。また、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。
- (2) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (3) 福岡市にとって適切な成果物が作成されるよう、福岡市の立場に立って業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、境界確認等に必要な地理、地形を熟知し、森林所有者の

情報等に精通しており、森林施業の専門的知識を有する者と連携し取組む必要があることから「令和8年度森林経営管理に係る森林集約化等業務委託」の受注者である福岡県広域森林組合福岡西支店と綿密に連携し取組むものとし、定例会への参加や森林境界に対する助言等連携し実施すること。

- (5) 契約後、速やかに事業スケジュールを市に提出する。提出後は、スケジュール及び市の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時市に報告すること。
- (6) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、契約書で定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (7) 印刷物等の制作、説明会等の実施にあたっては、市が定める「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」（2009年10月発行）に従うこと。